

【自由民主党規制改革推進委員会ヒアリング資料】

# 規制・制度改革要望について

2015年4月15日

Hello, Future!

 **新経済連盟**

Japan Association of New Economy

# 本日の要望一覧

■当連盟の3つのミッションである「イノベーション」「アントレプレナーシップ」「グローバルイノベーション」の観点から、主に下記の事項を要望します。

## ITを活用した イノベーションの実現

- ①マイナンバーの活用
- ②対面原則・書面交付原則の撤廃とIT利活用新法

## 新経済・新サービスの創造

- ③シェアリングエコノミーの成長
- ④通信分野における公正な競争環境の実現

## グローバル人材の育成

- ⑤デジタル教科書承認による教育イノベーション
- ⑥教員免許弾力化による英語・プログラミング教育充実

## ビジネス環境の整備

- ⑦電子帳簿の要件緩和による生産性向上
- ⑧IFRS導入促進のための環境整備

## その他

- ⑨株式持ち合い解消
- ⑩知識社会・地球時間での働き方整備

# 1. マイナンバーを活用した世界最高水準のIT国家の実現

項目	マイナンバーを活用した世界最高水準のIT国家の実現
具体的な要望事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①活用範囲拡大に向けたロードマップの作成とそれに必要な法的措置の洗い出しと法改正対応(別の要望事項「IT利活用新法」と関連)</li><li>②個人カードの機能をスマホに埋め込むことを実現</li><li>③医療等分野についてもマイナンバー制度の下で利活用を図ることを明確化</li><li>④データを活用するには官民共通の個人情報保護基盤が必要であり、行政機関や独立行政法人についても個人情報保護委員会が統一的に扱う体制を早急に整備する</li></ul>
関連法令	マイナンバー法 等
提案理由・現状の問題点	<ul style="list-style-type: none"><li>①マイナンバー制度は国民に利便性をもたらす社会基盤であり、この制度の価値を最大限に活用できれば、国民は効率的な官民サービスを享受し、<u>世界最高水準のIT国家を実現</u>できる。</li><li>②昨年改訂・日本再興戦略では、「金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券、自動車登録などの分野を中心に、<u>マイナンバー利用範囲拡大の方向性を明らかにする</u>」とあり、上記①の観点を達成するためには、<u>明確な工程表を至急作成し、どのようなことが実現できるのか国民に明らかにするべき</u>である。 (例)個人番号カードを健康保険証として利用できるのはいつか、過去の健診データ・予防接種データ・治療データ・投薬データ、処方箋電子化により収集できるデータ等をマイナポータルなどで管理できるようになるのはいつかなどを明らかにする。</li><li>③マイナンバー制度を国民が広く活用するためには、カードの代わりになるように<u>スマホのようなデバイスに対応</u>することも必要不可欠である。</li><li>④厚生労働省の「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」報告書が、医療等分野についても機関別符号を利用することを通じてマイナンバー制度のもとで運用されるべきである。<u>マイナンバー制度のもとで医療等分野も含めて扱うことで、効率的なIT投資と効率的な行政が実現</u>できる。この方針で行っていくことを上記工程表の中で明確化すべきである。</li></ul>

## 2. 対面書面交付原則の撤廃とIT利活用新法の制定

項目	対面原則・書面交付原則の撤廃とIT利活用新法の制定
具体的な要望事項	①対面原則・書面交付原則の撤廃によるITを活用したイノベーションの推進 (事例は別ページ参照) ②マイナンバー制度の導入を前提に、IT利活用を一層推進するため、電子化を優先するという原則を宣言し、併せて、その実施に際して必要となる諸制度の見直しを含めた「IT利活用新法」を検討すべき。
関連法令	対面原則・書面交付原則を定める各法令・通達・解釈 等
提案理由・ 現状の問題点	①当連盟は、従来より、 <u>対面原則・書面交付原則の撤廃を掲げており</u> 、行政や各産業・サービスでITを徹底的に活用することが生産性の向上や産業競争力の向上につながる。日本再興戦略にも記述がされているが、 <u>個別に実現されていない事項はまだまだたくさんあるのでそれを実現する必要がある</u> 。 具体的事例は、次頁以下参照。 ②今般、マイナンバー制度が導入されることになりこの制度を最大限活用しデータ連携ができれば世界最高水準のIT社会実現も可能であるが、そのためには、 <u>IT活用を前提とした社会に変革する必要がある</u> 。 ③2月16日の産業競争力会議WGにおいて、IT戦略本部は、 <u>電子的な手続きの基盤となる制度について法的措置の検討を示唆している</u> 。この法的措置の中で、上記②を実現するために、 <u>国家方針として「デフォルトIT化」を宣言したうえで、上記①の個別の見直しのPDCAをまわしていくべきである</u> 。

# 撤廃すべき対面原則・書面交付原則の事例

## 1. 対面でのコミュニケーションを求める規制の撤廃

- ▶ 不動産取引の重要事項説明での対面規制の完全解禁
- ▶ 遠隔医療の推進
- ▶ 処方箋医薬品及び要指導医薬品のネット販売の推進

## 2. インターネット上での情報提供等を通常の方法として認めない規制の撤廃

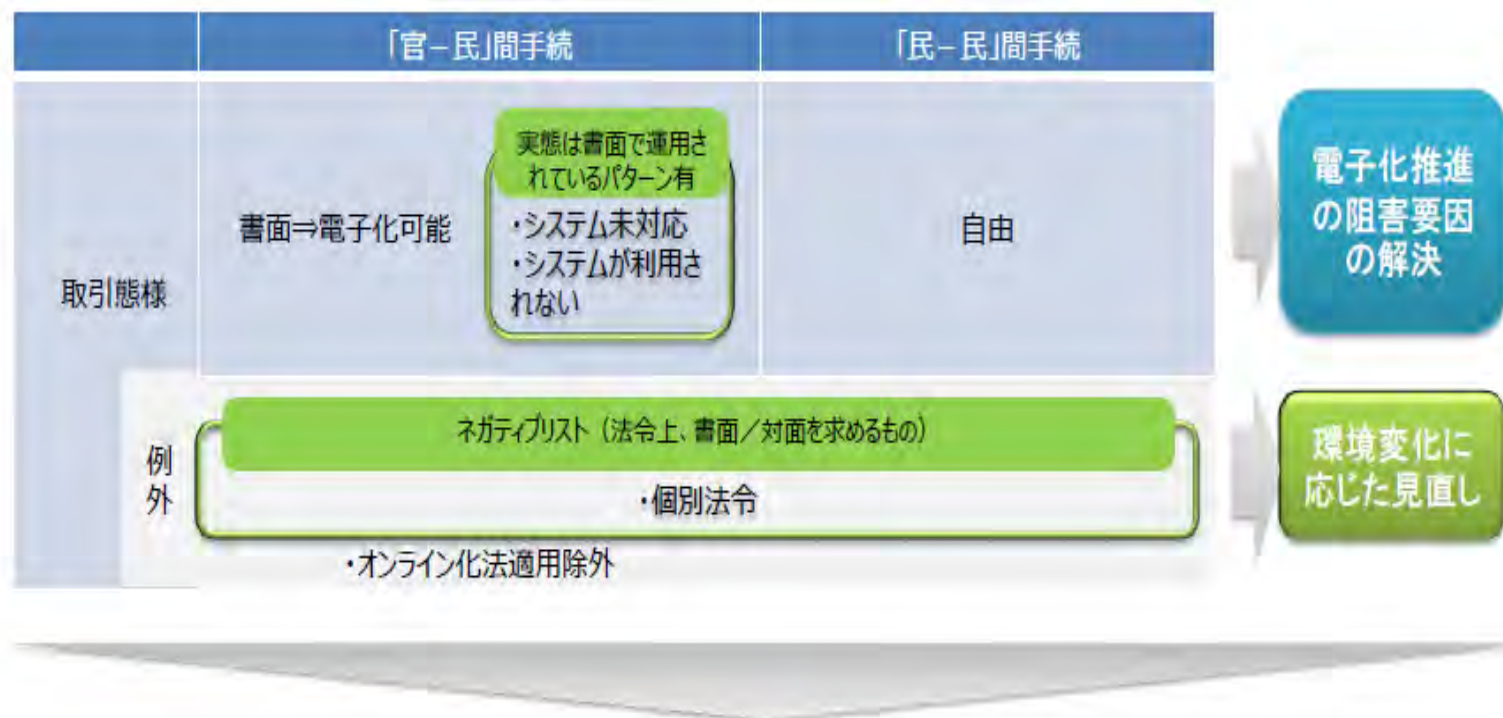
- ▶ デジタル教科書の承認
- ▶ 処方せんの電子化及び積極活用の早期実現
- ▶ 金融商品取引契約等における説明方法としての電子書面交付のデフォルト化
- ▶ インターネット選挙の解禁(メール活用の解禁)
- ▶ 株主総会の事業報告等のウェブ開示のデフォルト化

## 3. 各種手続き・事務対応をインターネット上で完結できない環境の改善・撤廃

- ▶ 会社設立手続き、市役所等での諸手続きのネット対応の推進
- ▶ 電子私書箱の活用(電子私書箱に届けられたデータの法的効力検討)
- ▶ 民間ソフト・アプリケーションを用いた利便性の高い電子納税の実現
- ▶ 税務関係帳簿書類の電子保存要件のさらなる緩和(スマホでのスキャン可能化等)
- ▶ 政府・自治体から国民への書類通知や証明書類発行も電子交付にする
- ▶ マイナンバーを活用した本人確認の実現(マネロン法令改正)

# (参考) IT戦略本部資料→法的措置に言及

本年2月16日 IT戦略本部が産業競争力会議新陳代謝・イノベーションWGに提出した資料



## IT利活用を原則とするための今後の取組

- ITが利活用されない手続（上図緑色部分）について民間要望に基づく個別規制改革の検討及び全数調査を実施し、各府省の不断の改革を促すPDCAサイクルを構築。
- ITの進歩及び普及並びにマイナンバー制度の導入を契機として、「ITコミュニケーション導入指針」（仮称）に盛り込むべき内容を包含しつつ、電子的な手続の基盤となる制度について、社会環境変化に呼応すべく、法的措置を含め見直しを図る。

### 3. シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備

項目	シェアリングエコノミーの成長を促す法的環境整備
具体的な要望事項	持ち家やマイカーなどの遊休資産の活用を阻害する可能性がある規制を洗い出し、それに対する必要な措置を検討し、実施する。
関連法令	旅館業法、道路運送法 等
提案理由・ 現状の問題点	<p>①現在、インターネットを通じて、<u>眠っている資産</u>(車、スペース、時間、モノ、カネ、知識、労働(スキル)等)がユーザーによって共有されることが可能になり、それを前提とした経済圏が世界的に発生している(シェアリングエコノミー)。</p> <p>②世界的には、<u>空き家や個人宅の空き部屋等を個人レベルで貸し借りをしたり、自家用車のライドシェアリングを個人間でインターネット上で行えるサービスが展開</u>されている。</p> <p>③日本の法体系では、個人が遊休資産を活用することを必ずしも前提としておらず、<u>シェアリングエコノミーという新経済の成長を促すための法的環境を整備</u>する必要がある。</p> <p>④また、<u>2020年のオリンピック・パラリンピック</u>を控え、快適かつ多様な移動手段や宿泊場所の確保は観光立国を目指す日本としても非常に重要な問題となってくる。</p>

# (参考)シェアリングエコノミーの拡大

- ・ライフスタイルの変化に伴う消費革命

人々の消費スタイルが単独所有から共同利用へと変化するに伴い、欧米ではインターネットやソーシャルメディアを活用した非所有型の経済活動が急速に拡大。

- ・市場規模推計(全世界)

2014年現在 150億ドル(約1.5兆円)

→2025年 3,350億ドル(約33.5兆円)

(注)アメリカコンサルタント会社プライスウォーターハウス・コーパースの推計では、シェアリング・エコノミーにおける5つの市場(金融、人材、宿泊施設、運輸、音楽やビデオの配信)の規模

- ・潜在的可能性

世界の消費者の3分の2以上(68%)が金銭を得るために個人資産を貸し出しても良いと考えている

シェアコミュニティで他人が提供する製品・サービスを利用することに前向きな消費者は3人中2人(66%)

(注)2013年 ニールセンによる「シェアコミュニティに関するグローバル調査」



# (参考)シェアリングエコノミーの拡大

## サービス事例

サービス事業	開始時期(年)	サービス内容	収益モデル(サービス・手数料)	サービス提供地域	会員数・利用者数など
Airbnb(米)	2008	宿泊シェアリング	ホストから3%、ゲストから金額に応じ6~12%(保険込み)	192カ国(日本含む)	通算ゲスト数:1,500万人以上 ホスト:35万人
TaskRabbit(米)	2008	家の掃除など雑事代行サービス	各作業依頼費の20%	米国	登録者数:2万人以上
Getaround(米)	2009	P2Pカーシェアリング	レンタル料の40%(保険込み)	米国	会員数:20万人以上
Feastly(米)	2011	食事シェアリング	1食分の代金にサーチャージ10%を加算した金額の20%	米国	—
Lyft(米)	2012	ライドシェアリング	乗客がドライバーに支払う代金の20%(保険込み)	米国	—
Dogvacay(米)	2012	ドッグシッター	ホストから、予約1件につき15%(保険込み)	米国	犬シッター:1万人以上
Boatbound(米)	2012	ボートシェアリング	ボートの借り手からレンタル料の5%、ボート所有者から35%(保険込み)	米国	ボート所有者登録数:1,300万人以上

(出典)情報センサー2014年8月・9月合併号 EY Institute より抜粋

## 4. 通信分野における公正な競争環境の実現

項目	通信分野における公正な競争環境の実現
具体的な要望事項	事業者選択の自由度向上、卸取引の透明化、アンバンドルの促進等による公正な競争環境の実現、電波共同利用・再配分等による有効利用の促進等を図っていく。
関連法令	電気通信事業法 等
提案理由・現状の問題点	<p>①新経済連盟は、従来より、<u>インターネット・アウトバーン構想</u>を提言している。これは、社会インフラである通信網・インターネットをどこの国よりも圧倒的に早くどこの国よりも圧倒的に安く使える環境を整備する構想である。これにより、<u>様々なサービス・アプリケーション、IoTやM2M通信等の展開</u>を促進することで新経済の促進と雇用の拡大を図ることを目指すものである。</p> <p>②上記の構想を進める上では、<u>情報通信分野においては、公正な競争環境が実現していることが大前提</u>であり、<u>引き続き必要な競争政策を講ずる必要がある</u>。市場構造自体が寡占であり、消費者の<u>モバイル通信料負担も割高</u>であり、<u>MVNOのシェアも欧米と比べて小さい</u>。</p> <p>③MVNOの関係では、特に以下の事項の検討が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・加入者管理機能(SIMカード、HSS/HLR)のアンバンドル</li><li>・音声サービス・卸条件のアンバンドル</li><li>・通信契約とメールサービスのアンバンドル</li><li>・MNP転出手数料の見直し</li><li>・端末認証の緩和</li></ul>

# (参考)消費支出における携帯電話通信料

消費支出が伸び悩む中、携帯電話通信料の割合は一貫して上昇。特に若年齢層、低所得者層で顕著。

## 消費支出と携帯電話通信料の割合

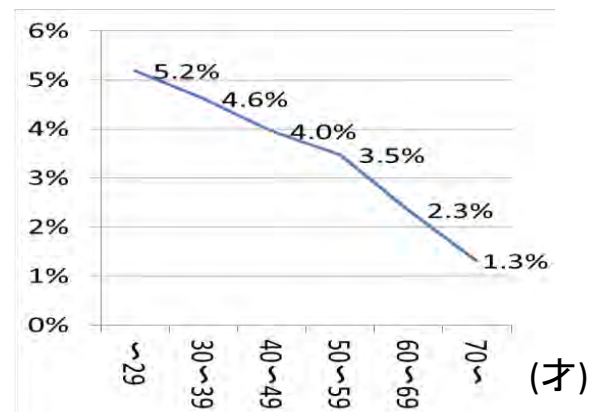
(月平均、円)



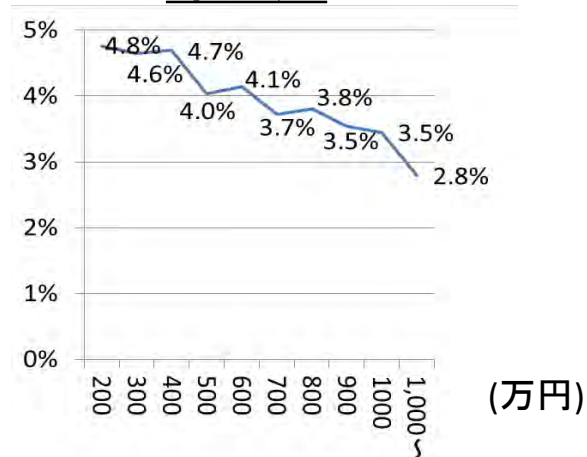
出所: 2004-2013年 家計調査(総務省)

(注:消費支出は二人以上の世帯のうち勤労者世帯)

## 年齢別

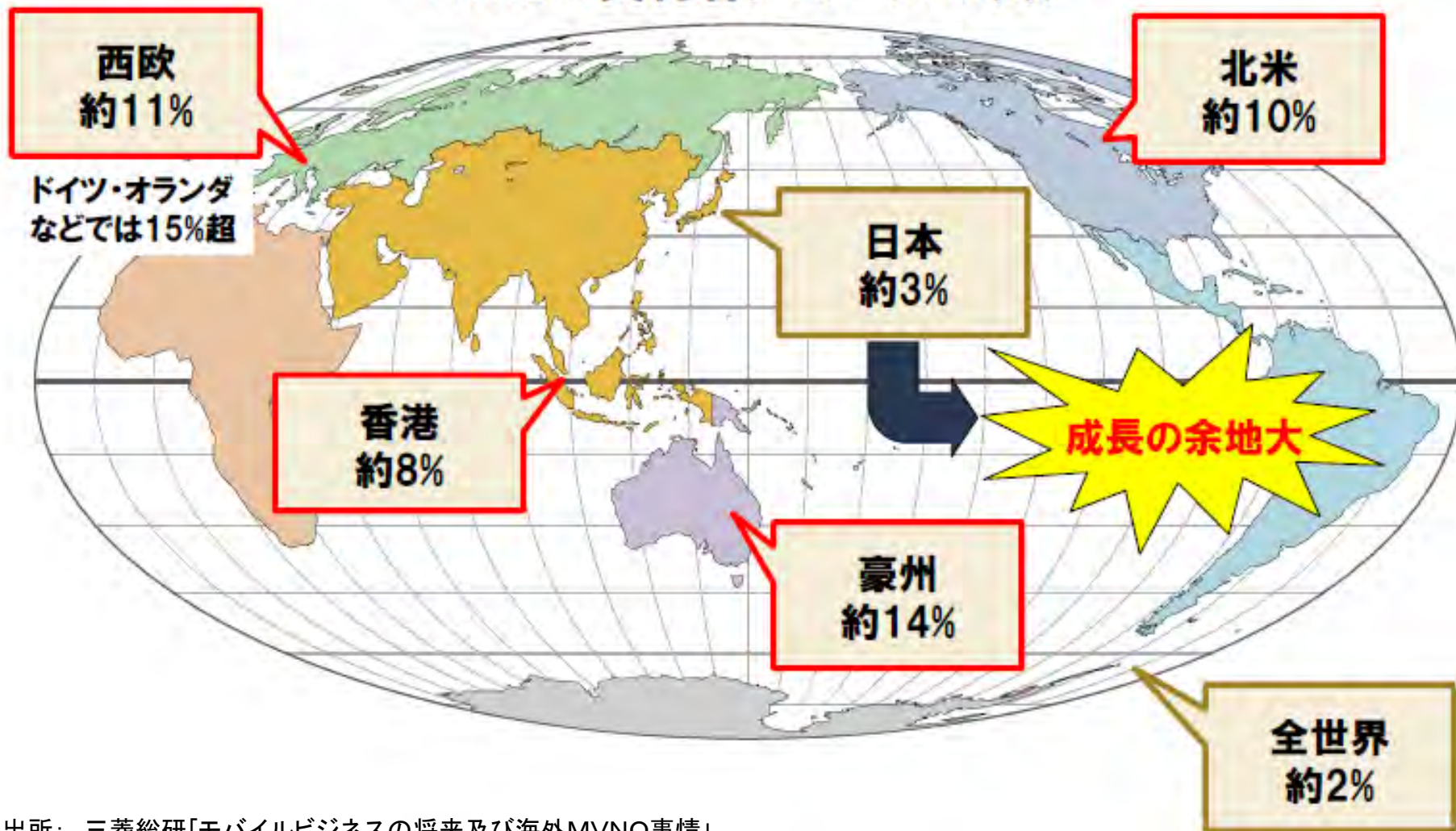


## 年収別



# (参考)MVNOのシェア

MVNOの契約者シェア (2012年末)



出所: 三菱総研「モバイルビジネスの将来及び海外MVNO事情」

# 5. デジタル教科書の承認による教育イノベーション

項目	デジタル教科書の承認による教育イノベーション
具体的な要望事項	デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。
関連法令	学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条 等
提案理由・現状の問題点	<p>①現状の法制度における「教科用図書」「教科書」は、デジタル化されたものを認めず、それゆえに、教科書の権利制限規定や無償給与に該当せずその恩恵によくない。このことが、電子教科書が普及しない理由のひとつになっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校(※)も増えつつあるが、そこでの電子的な教材はあくまで補助教材であり「教科書」とは認められない。</p> <p>※タブレット端末を導入している学校の比率9.3% (2013年8月-10月に日本教育情報化振興会によるアンケート調査結果)</p> <p>②デジタル化された教科書が普及すれば、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている。</p>

# 6. 教員免許弾力化による英語やプログラミング教育等の充実

項目	教員免許の弾力化による英語やプログラミング教育等の充実
具体的な要望事項	英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みができるよう、法令上の整備あるいは既存制度の運用改善を行う。
関連法令	教育職員免許法第3条 等
提案理由・現状の問題点	<p>①子供たちが、十分なIT知識と論理的思考能力をえて、将来的な起業など<u>グローバル人材に必要な素養を備えさせることは喫緊の課題</u>である。</p> <p>②一方で、<u>現状の教員だけですべてを教えるのは、困難</u>である。特に、英語や情報(プログラミング教育等)の授業では、<u>社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、従来にはない独創的、実際的な授業、生徒指導、生徒評価等が期待</u>できる。また、そのような実務経験に富む人材が教えることで、グローバル感覚を身に付けることや起業家教育の観点からも意義がある。</p> <p>③現状でも、<u>外部人材を活用する枠組みはあるものの、課題があり、十分に普及しているわけではなく、課題解決が必要</u>。(具体的な課題は別添)</p>

# 【参考】現在の教員免許非保有者活用制度

制度名称	制度概略	問題点・課題
①特別非常勤講師	教科の領域の一部等を担任する非常勤の講師について、任命・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない者を登用可。	<u>教科の領域の一部しか担当できない</u>
②特別免許状制度	教員免許状をもっていない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能を持っている社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与し教諭に任用できる	授与手続きとして、 <u>任用しようとする者(都道府県教育委員会、学校法人等)からあらかじめ推薦を得る必要がある</u> ことが活用されていない理由のひとつ。 当該制度を活用した社会人選考を実施している <u>県市は25(平成26年度)にとどまる</u> 。
③外国語指導助手	外国語授業の補佐を担当させるため、外国語を母語とする指導助手を採用可。国のJETプログラムを通じた採用、各自治体の直接採用、民間会社への業務委託等の形態がある。	あくまで教員免許を持つ <u>教員の補佐にとどまる</u>

# 7. 電子帳簿の要件緩和による企業の生産性の向上

項目	電子帳簿の要件緩和による企業の生産性の向上やベンチャー支援
具体的な要望事項	<ul style="list-style-type: none"><li>①電子帳簿について、スマホからのスキャンも認めること</li><li>②利用するスキャナをあらかじめ申請することをやめること</li><li>③申請手続きを簡便化すること（電子保存開始の3ヶ月前に電子保存をする旨の申請が現状必要）</li><li>④入力サイクルとして、現状では、重要書類について、適時入力が認められていないので適時入力方式を認めるべき</li><li>⑤スキャナ保存の承認要件である「適正事務処理要件」の相互牽制については、中小企業者、個人事業主等への配慮を行うこと</li></ul>
関連法令	電子帳簿保存法 等
提案理由・現状の問題点	<p>○平成27年度の税制改正大綱(本年1月14日)において、スキャナ保存の対象となる契約書及び領収書に係る金額基準(現行:3万円未満)が廃止され、また、スキャナで読み取る際に必要とされている入力者等の電子署名が不要になったため、規制緩和されたものの、<u>実務上は、まだ下記のとおり課題があり、日本企業の生産性向上の障害</u>になっている。下記の要件が解消されない限り、<u>特に中小企業や個人事業主等</u>では、契約書・領収書の原本管理が求められるあるいは電子保存できるが対応にコストがかかることになる。その場合、<u>業務プロセスが非効率</u>になるほか、<u>クラウドサービスでネットワーク上で分業していくことのメリットが享受できない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・卓上スキャナでなければ電子保存できない。</li><li>・電子保存の承認申請時点で、利用するスキャナを申請する必要があり、運用上現実的ではない。</li><li>・現状、電子保存開始の3ヶ月前に電子保存をする旨の申請が必要である。導入のハードルとなるとともに、開業時であっても3ヶ月前の申請が必要であり、開業時からペーパーレス化することも難しい。</li><li>・入力サイクルの制約:現状では、重要書類については、適時入力が認められていない。</li><li>・スキャナ保存の承認要件として、適正事務処理要件があり、その要件として、内部統制を担保するために相互牽制を求めている。中小企業や個人事業主等では規模等の点から配慮が必要。</li></ul>



# 8. 世界で戦える土俵となるIFRS導入促進のための環境整備

項目	世界で戦える土俵となるIFRS導入促進のための環境整備
具体的な要望事項	単体財務諸表及び税務申告上の会計利益において、IFRS基準の額の使用を認める。
関連法令	金融商品取引法、会社法、法人税法 等
提案理由・ 現状の問題点	<p>①現在、<u>単体財務諸表及び税務申告においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても、<u>単体・税務申告は日本基準で作成しなすなければならない</u></u>。このことが<u>日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因</u>になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・単体財務諸表 現在認められる会計基準は、日本基準のみ。</li><li>・税務申告 税務申告上の課税所得は、日本基準の税前損益が計算の基礎となっており、IFRSの税前損益は認められない。</li></ul> <p>②標記要望事項が実現すれば、IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵が作られる。</p> <p>③なお、<u>日本再興戦略</u>では、「<u>IFRSの任意適用企業の拡大促進に努める</u>」と記述されている。</p>

# 9. コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消

項目	コーポレートガバナンス改革としての株式持合い解消
具体的な要望事項	政策保有目的の持ち合い株式は、その解消に向けて政府として方針を明確化し、そのために必要な検討とロードマップの作成を行っていくべき。
関連法令	会社法、証券取引法 等
提案理由・ 現状の問題点	<p>①政策保有目的の株式持合いは、下記の観点から、<u>合理的な理由のない限り解消すべき</u>である。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・そもそも、資本の空洞化をもたらすものであり、<u>資本充実の原則に反する</u>。</li><li>・企業は、本来、常に業績改善や経営効率化による企業価値向上を求める株主の厳しい目にさらされるべきであり、そういった緊張感のある経営が収益性・成長性の向上につながっていく。株式の持合いがもたらす<u>馴れ合いの経営ではこのような緊張感を保つことはできず、資本の非効率化、過度な企業買収防衛や系列化等の弊害</u>をもたらし、<u>新陳代謝や産業競争力の向上への阻害要因</u>となる。</li><li>・<u>グローバルベースの投資家から見て理解のできるオープンな市場</u>にすることが日本の企業を強くする。</li></ul> <p>②なお、日本再興戦略では、コーポレート・ガバナンス・コードの策定のほか、「<u>持ち合い株式の議決権行使のあり方の検討</u>」に言及している。また、自由民主党の「<u>日本再生ビジョン</u>」(2014年5月23日)では、「我が国企業の収益性を向上させ、新陳代謝の促進と経済活動の活発化を通じて潜在成長力の抜本的な底上げを図るには、コーポレートガバナンス(企業統治)改革の一環として、「<u>株式持合い</u>」や「<u>物言わぬ株主による株式保有</u>」を<u>解消する必要</u>がある。」との立場を明確にしており、「持ち合い株式の議決権行使のあり方を検討する」と述べられている。</p>

# 10. 知識社会での地球時間の働き方に向けた制度整備

項目	知識社会での地球時間の働き方に向けた制度整備
具体的な要望事項	「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない制度を構築する
関連法令	労働基準法32条、34条、35条、37条 等
提案理由・ 現状の問題点	<p>1. 経済構造は、<u>知識集約型にシフト</u>し、時間ではなく成果が求められるようになっています。また、<u>インターネットというグローバルネットワーク</u>により、ビジネスは国境をまたぐ状況で、<u>地球時間での対応、24時間のグローバルオペレーション</u>が求められている。この結果、<u>時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイルや成果に基づく業績評価</u>などがますます進み、<u>現行の硬直した労働法制になじまない職種、仕事、働き方</u>は拡大していく。現在、国会に提出されている改正労働基準法案では、「<u>特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設</u>」が導入されたことは、<u>一步前進したと理解するが、上記の環境変化の中では、この制度の創設だけでは対応しきれない部分がある。</u></p> <p>2. <u>ベンチャー企業の場合、多くの従業員が企画型の業務を行い、ストックオプション</u>をもらっていることも多く将来的リターンも大きいことにも留意が必要。また、<u>知識と情報を源泉とした高付加価値型サービスを提供することを中心的な活動とする企業等</u>では、<u>従来の時間という評価軸になじまないことにも留意が必要。</u>このような企業に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ労働時間制度を適用除外することを引き続き検討していくべき。また、<u>昨今の時代変化に合わせて、新たな企業やベンチャー企業などを代表する委員の追加など労働政策審議会の委員構成の見直し</u>を図っていくべき。</p>

# Hello, Future!



# 新經濟連盟



Japan Association of New Economy